

平成27年7月

各 保険医療機関開設者 様

関東信越厚生局長

保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器や  
サプリメント等の食品の販売について

日頃より、保険医療行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局総務課より「医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について」（平成26年8月28日付け事務連絡）により、保険医療機関において、コンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品（以下「コンタクトレンズ等」という。）を販売することについては、当該販売が、患者のために、療養の向上を目的として行われるものである場合に限り可能である旨、明確化されたところです。

これを受け、保険医療機関においてコンタクトレンズ等を交付するにあたっての取扱いが下記のとおり示されましたので、御了知いただくとともに、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の交付について

- (1) 保険医療機関においてコンタクトレンズ等の交付を受けることについて、患者の選択に資するよう、当該保険医療機関外の販売店から購入もできること等について説明し、同意を確認のうえ行うこと。

ただし、この同意の確認は必ずしも同意書により行う必要はなく、口頭説明により確認する方法で差し支えない。

- (2) 患者から徴収するコンタクトレンズ等の費用は社会通念上適当なものとする。その際、保険診療の費用と区別した内容の分かる領収証を発行すること。

2. 実績の報告

コンタクトレンズの交付を行う保険医療機関は、毎年10月7日までに、過去1年間（前年10月から当年9月）の実績を別紙様式により、関東信越厚生局都県事務所（埼玉県にあつては、指導監査課）まで報告すること。

なお次年度以降は、関東信越厚生局ホームページに掲載する様式を使用すること。

## 提出先・問い合わせ先

保険医療機関 の所在地	管 事 務 所 名	所 在 地	電話番号
埼玉県	関東信越厚生局 指導監査課	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル8階	048 (612)7508
東京都	関東信越厚生局 東京事務所	〒163-1111 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11階	03 (6692)5119
神奈川県	関東信越厚生局 神奈川事務所	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1-6 横浜関内ビル6階	045 (270)2053
千葉県	関東信越厚生局 千葉事務所	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 オーク千葉中央ビル7階	043 (379)2716
茨城県	関東信越厚生局 茨城事務所	〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-1-1 水戸地方合同庁舎4階	029 (277)1316
栃木県	関東信越厚生局 栃木事務所	〒320-0043 栃木県宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎5階	028 (341)8486
群馬県	関東信越厚生局 群馬事務所	〒371-0024 群馬県前橋市表町2-2-6 前橋第一生命ビルディング7階	027 (896)0488
新潟県	関東信越厚生局 新潟事務所	〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階	025 (364)1847
山梨県	関東信越厚生局 山梨事務所	〒400-0858 山梨県甲府市相生1-4-23 損保ジャパン日本興亜鮎川ビル5階	055 (206)0569
長野県	関東信越厚生局 長野事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第2合同庁舎4階	026 (474)4346

管轄事務所及び指導監査課への交通機関のご案内は当局のホームページ  
<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/about/index.html#shozaichi>  
 で確認出来ます。